○国土交通省告示第千百二十七号

測量法施行令（昭和二十四年政令第三百二十二号）第二十八条第二項の規定に基づき、平成十二年建設省告示第二千三百五十四号（国土交通省測量業者登録簿閲覧所の場所を定めた件）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年十一月十二日　国土交通大臣　石井　啓一

平成十二年建設省告示第二千三百五十四号（国土交通省測量業者登録簿閲覧所の場所を定めた件）の一部を次のように改正する。

二中「二日町九―十五」を「本町三―三―一仙台合同庁舎B棟」に改める。

三中「建設産業課」を「建設産業第二課」に改める。

四中「白山浦一―四百二十五―二」を「美咲町一―一―一新潟美咲合同庁舎一号館」に改める。

十中「前島二―二十一―十三」を「おもろまち二―一―一那覇第二地方合同庁舎二号館」に、「建設行政課」を「建設産業・地方整備課」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年十一月二十四日から施行する。

○国土交通省告示第千百二十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月十二日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十二日　国土交通大臣　石井　啓一

路線名　第一東海自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
焼津市上新田二九六番一から同市上泉字緑五二二番二まで	前	最大 五三 最小 二六	四八一
	後	最大 三五五 最小 二九	

○国土交通省告示第千百二十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月十二日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十二日　国土交通大臣　石井　啓一

路線名　近畿自動車道松原那智勝浦線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
和歌山市森小手穂字堂ノ東四三二番三から同市森小手穂字向日山二〇八番まで	前	最大 七一 最小 二四	五九九
	後	最大 二九七 最小 二七	

○国土交通省告示第千百三十号

中部国際空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十一月十二日　国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　中部国際空港株式会社　愛知県常滑市セントレア一丁目一番地

二　空港の名称及び位置　中部国際空港　愛知県常滑市

三　変更した事項（変更前の事項については、平成十九年国土交通省告示第七百二十五号及び平成二十年国土交通省告示第六百九十九号を参照）

イ　誘導路

延長　九千九百五十九メートル

ロ　エプロン

面積　八十三万八千四百九十二平方メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十七年十二月十日

○国土交通省告示第千百三十一号

平成十七年国土交通省告示第千六十四号（国土交通省不動産鑑定業者登録簿閲覧所の場所を定める等の件）の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十七年十一月二十四日から施行する。

平成二十七年十一月十二日　国土交通大臣　石井　啓一

平成十七年国土交通省告示第千六十四号の一部を改正する告示

平成十七年国土交通省告示第千六十四号（国土交通省不動産鑑定業者登録簿閲覧所の場所を定める等の件）の一部を次のように改正する。

第二号中「宮城県仙台市青葉区二日町九―十五」を「宮城県仙台市青葉区本町三―三―一仙台合同庁舎B棟」に改める。

第十号中「沖縄県那覇市前島二―二十一―十三」を「沖縄県那覇市おもろまち二―一―一那覇第二地方合同庁舎二号館」に改める。

○国土交通省告示第千百三十二号

平成十二年建設省告示第二千三百六十五号（宅地建物取引業者名簿閲覧所の場所）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年十一月十二日　国土交通大臣　石井　啓一

平成十二年建設省告示第二千三百六十五号（宅地建物取引業者名簿閲覧所の場所）の一部を次のように改正する。

二中「二日町九―十五」を「本町三―三―一」に改める。

十中「前島二―二十一―十三」を「おもろまち二―一―一那覇第二地方合同庁舎二号館」に改める。

ただし書中「総合政策局」を「土地・建設産業局」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年十一月二十四日から施行する。

○国土交通省告示第千百三十三号

平成十四年国土交通省告示第八百二十三号（マンション管理業者登録簿閲覧所の場所）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年十一月十二日　国土交通大臣　石井　啓一

平成十四年国土交通省告示第八百二十三号（マンション管理業者登録簿閲覧所の場所）の一部を次のように改正する。

二中「二日町九―十五」を「本町三―三―一」に改める。

十中「前島二―二十一―十三」を「おもろまち二―一―一那覇第二地方合同庁舎二号館」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年十一月二十四日から施行する。